

オンラインでの区分変更申込に関する注意点

多くのご質問いただいている点について解説しています。

「変更年月日」をいつにするかによって利用料が変わりますので、ご申請の前に必ずご一読ください。

なお、ご申請完了後の申請内容の変更等はいたしかねますので、ご不明な点がございましたら、ご申請の前に利用中の放課後児童クラブまでお問い合わせください。

1 申請日制限があります

申請時点で、変更希望日までの日数が15日に満たない場合、オンラインでの区分変更申込は受け付けることができません。オンラインでの申請できない変更日を希望する場合は、恐れ入りますが紙の区分変更申込書を放課後児童クラブに提出してください。（紙の区分変更申込書は、放課後児童クラブで配布しており、その場で記入・提出が可能です。）

日	月	火	水	木	金	土
5 / 1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
変更日まで15日以上なので申請できる						
15	16	17	18	19	20	21
期限日						
←						
22	23	24	25	26	27	28
変更日まで15日未満なので申請できない						
29	30	31	6 / 1	2	3	4
変更日 →						

例えば上図のように、6月1日に利用区分変更申込を行おうとしたとき、5月19日以降は変更日（6月1日）まで15日未満となりますので、オンライン申請はできません。（オンライン申請できるのは、5月18日までとなります。）

（次のページも御確認下さい。）

2 区分変更した月の利用料は、変更前後の利用料のうち高い方の金額となります

月の途中で区分変更した場合、その月の利用料は変更前後の利用料のうち高い方の金額となります。

日	月	火	水	木	金	土
(5月)29	30	31	(6月)1	2	3	4
変更前：区分5 (延長1時間+土曜日)、6,000円/月						
5	6	7	8	9	10	11
変更後：区分1 (延長無し、土曜日無し)、3,000円/月						
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
25	26	27	28	29	30	(7月)1

6月1日～5日が6,000円の利用区分ですので、6月の利用料は6,000円になります。この例でいうと、変更日を6月1日にすると、6月は6,000円の利用区分の期間がありませんので、利用料は3,000円になります。

例えば上図のように、6月6日を変更日とする利用区分変更申込を行ったとき、期間毎の区分とそれに応じた利用料は、

6月1日～5日：区分5 (延長1時間+土曜日)、月額6,000円 ←高い

6月6日～30日：区分1 (延長無し、土曜日無し)、月額3,000円 ←低い

となりますが、区分変更した月の利用料は、変更前後の利用料のうち高い方の金額となりますから、6月の利用料は6,000円となります。

このとき、区分変更前の期間、実際に延長利用や土曜利用を行ったか否かを問わず、変更前後の利用料のうち高い方の利用料がかかることに注意してください。また、日曜日・祝日 (土曜日利用の区分でない方は土曜日も) は児童クラブを利用できませんが、その期間の利用区分も利用料が生じる扱いとなります。

利用料を抑えるには、その月に高い利用料の区分の期間を生じさせないように区分変更申込する必要があります。上記の例でいうと、6月1日を変更日として区分1への変更申込を行うと、6月は区分5の期間が生じておりませんので、6月の利用料は区分1の料金である3,000円となります。

(次のページも御確認下さい。)

日	月	火	水	木	金	土
(5月)29	30	31	(6月)1	2	3	4
変更前：区分4(土曜日あり)、5,000円/月						
5	6	7	8	9	10	11
変更後：区分1(土曜日無し)、3,000円/月						
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
25	26	27	28	29	30	31

変更日

土曜日利用ありの利用区分から土曜日利用無しの利用区分に変更するだけの場合でも、月の初めの土曜日に変更すればよいわけではありません。この場合、6月1日～3日は土曜日ありの区分ですので、6月分の利用料は5,000円となります。変更日を6月1日にしておくと、6月分の利用料は3,000円となります。

また、上図のような、土曜日利用ありの区分からの変更であっても、初めの土曜日までに変更すればよいことにはなりません。6月1日から3日までの期間は土曜日利用ありの区分であると算定するため、6月分の利用料は5,000円となります。6月1日を変更日として区分1への変更申込を行うと、6月は区分4の期間が生じておりませんので、6月の利用料は区分1の料金である3,000円となります。

(次のページも御確認下さい。)

日	月	火	水	木	金	土
(9月)24	25	26	27	28	29	30
変更前：区分4(土曜日あり)、5,000円/月						
(10月)1	2	3	4	5	6	7
変更後：区分1(土曜日無し)、3,000円/月						
8	9	10	11	12	13	14
						1
						8

日曜日・祝日(土曜日利用の区分でない方は土曜日も)は児童クラブを利用できませんが、その期間の利用区分も利用料が生じます。変更日が10月2日ですと、10月1日は変更前の区分である区分4であるから、10月分の利用料は5,000円となります。3,000円にするには、変更日を10月1日にする必要があります。

日曜日・祝日(土曜日利用の区分でない方は土曜日も)は児童クラブを利用できませんが、その期間の利用区分も利用料が生じる扱いとなります。

上記の例では、10月1日は日曜日であり児童クラブは開いておりませんが、10月2日を変更日としてしまうと、10月1日は変更前の利用区分である区分4で算定され、10月分の利用料は変更後区分の料金である3,000円ではなく、変更前後の区分のうち高い方の料金である5,000円となります。

なお、変更希望日まで期日に余裕が無い場合、「1」の申請日制限によって変更希望日を希望の日付で入力できないことがあります。変更希望日の直前の児童クラブ開室日までであれば、児童クラブに紙で申請を行うことができます。